
令和2年 第3回 築上町議会定例会会議録 (第5日)

令和2年9月17日 (木曜日)

議事日程 (第5号)

令和2年9月17日 午前10時00分開議

- 日程第1 議案第63号 令和2年度築上町一般会計補正予算 (第6号) について
- 日程第2 議案第64号 令和2年度築上町国民健康保険特別会計補正予算 (第3号) について
- 日程第3 議案第65号 令和2年度築上町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第1号) について
- 日程第4 認定第1号 令和元年度築上町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第5 認定第2号 令和元年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第6 認定第3号 令和元年度築上町奨学金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第7 認定第4号 令和元年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第8 認定第5号 令和元年度築上町霊園事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第9 認定第6号 令和元年度築上町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 認定第7号 令和元年度築上町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第11 認定第8号 令和元年度築上町水道事業会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 認定第9号 令和元年度築上町下水道事業会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第13 議案第66号 築上町課等設置条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議案第67号 築上町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 議案第68号 築上町集落センター条例の一部を改正する条例の制定について
(追加分)
- 日程第16 意見書案第1号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書 (案) について
- 日程第17 意見書案第2号 地方財政の充実・強化を求める意見書 (案) について
- 日程第18 常任委員会の閉会中の継続調査について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第63号 令和2年度築上町一般会計補正予算（第6号）について
- 日程第2 議案第64号 令和2年度築上町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第3 議案第65号 令和2年度築上町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第4 認定第1号 令和元年度築上町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第5 認定第2号 令和元年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第6 認定第3号 令和元年度築上町奨学金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第7 認定第4号 令和元年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第8 認定第5号 令和元年度築上町霊園事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第9 認定第6号 令和元年度築上町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 認定第7号 令和元年度築上町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第11 認定第8号 令和元年度築上町水道事業会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 認定第9号 令和元年度築上町下水道事業会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第13 議案第66号 築上町課等設置条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議案第67号 築上町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 議案第68号 築上町集落センター条例の一部を改正する条例の制定について
(追加分)
- 日程第16 意見書案第1号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書（案）について
- 日程第17 意見書案第2号 地方財政の充実・強化を求める意見書（案）について
- 日程第18 常任委員会の閉会中の継続調査について

出席議員（14名）

- | | | | |
|----|--------|----|--------|
| 1番 | 吉原 秀樹君 | 2番 | 江本 守君 |
| 3番 | 池永 巖君 | 4番 | 鞆野 希昭君 |

5番	工藤	久司君	6番	北代	恵君
7番	宗	晶子君	8番	丸山	年弘君
9番	信田	博見君	10番	田原	宗憲君
11番	塩田	文男君	12番	武道	修司君
13番	池亀	豊君	14番	田村	兼光君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 西田 哲幸君 総務係長 城山 琴美君

説明のため出席した者の職氏名

町長	……………	新川 久三君	副町長	……………	八野 紘海君
教育長	……………	久保ひろみ君			
会計管理者兼会計課長	……………				永野 賀子君
総務課長	……………	元島 信一君	財政課長	……………	椎野 満博君
企画振興課長	……………	桑野 智君	人権課長	……………	神崎 博子君
税務課長	……………	今富 義昭君	住民課長	……………	吉川 千保君
福祉課長	……………	種子 祐彦君	産業課長	……………	鍛冶 孝広君
建設課長	……………	神崎 秀一君	都市政策課長	……………	首藤 裕幸君
上下水道課長	……………	福田 記久君	総合管理課長	……………	石井 紫君
環境課長	……………	武道 博君	学校教育課長	……………	野正 修司君
生涯学習課長	……………	古市 照雄君	代表監査委員	……………	尾座本雅光君
監査事務局長	……………	横内 秀樹君			

午前10時00分開議

○議長（武道 修司君） 皆さん、おはようございます。ただいまの出席議員は14名です。定足数に達していますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

ただいまから議事に入ります。

日程第1. 議案第63号

○議長（**武道 修司君**） 日程第1、議案第63号令和2年度築上町一般会計補正予算（第6号）についてを議題といたします。

本案所管分について、委員長の報告を求めます。田村厚生文教常任委員長。田村委員長。

○厚生文教常任委員長（**田村 兼光君**） 議案第63号令和2年度築上町一般会計補正予算（第6号）について、本補正予算の所管の項目について慎重に審査した結果、障害者福祉費、児童福祉費の昨年度実績に伴う国、県への返還金、町内小中学校、児童生徒へのタブレット端末の環境整備等が主なものであり、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○議長（**武道 修司君**） お疲れさまでした。

次に、塩田総務産業建設常任委員長。塩田委員長。

○総務産業建設常任委員長（**塩田 文男君**） 議案第63号令和2年度築上町一般会計補正予算（第6号）について、本補正予算の所管の項目について慎重に審査した結果、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業として、事業所に対して新しい生活様式に対応するための支援、高校生以上の学生がいる世帯を対象に家計支援等を給付するものが主なものであり、原案のとおり可決するものと決定いたしました。

○議長（**武道 修司君**） どうもお疲れさまでした。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 次に、賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） これで討論なしと認めます。

これより、議案第63号について採決を行います。

本案に対し、反対意見はありません。本案に対する委員長報告は可決です。議案第63号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 異議なしと認めます。よって、議案第63号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第2. 議案第64号

○議長（武道 修司君） 日程第2、議案第64号令和2年度築上町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

本案について委員長の報告を求めます。田村厚生文教常任委員長。田村委員長。

○厚生文教常任委員長（田村 兼光君） 議案第64号令和2年度築上町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、本補正予算について慎重に審査した結果、新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税減税及び税制度改正に伴うシステム改修費用が主なものであり、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○議長（武道 修司君） お疲れさまでした。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 次に、賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） これで討論なしと認めます。

これより、議案第64号について採決を行います。

本案に対し、反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第64号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 異議なしと認めます。よって、議案第64号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第3. 議案第65号

○議長（武道 修司君） 日程第3、議案第65号令和2年度築上町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

本案について委員長の報告を求めます。田村厚生文教常任委員長。田村委員長。

○厚生文教常任委員長（田村 兼光君） 議案第65号令和2年度築上町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、本補正予算について慎重に審査した結果、税制度改正に伴うシステム改修費用が主なものであり、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○議長（武道 修司君） どうもお疲れさまでした。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 次に、賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） これで討論なしと認めます。

これより、議案第65号について採決を行います。

本案に対し、反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第65号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 異議なしと認めます。よって、議案第65号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第4 認定第1号

○議長（**武道 修司君**） 日程第4、認定第1号令和元年度築上町一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

この決算所管分について、委員長の報告を求めます。田村厚生文教常任委員長。田村委員長。

○厚生文教常任委員長（**田村 兼光君**） 認定第1号令和元年度築上町一般会計歳入歳出決算の認定について、本決算の所管の項目について慎重に審査した結果、国保会計への繰出金等について反対意見がありましたが、採決の結果、賛成多数で認定すべきものと決定しました。

○議長（**武道 修司君**） お疲れさまでした。

次に、塩田総務産業建設常任委員長。塩田委員長。

○総務産業建設常任委員長（**塩田 文男君**） 認定第1号令和元年度築上町一般会計歳入歳出決算の認定について、本決算について慎重に審査した結果、認定すべきものと決定いたしました。

○議長（**武道 修司君**） お疲れさまでした。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。宗議員。

○議員（**7番 宗 晶子君**） 認定第1号令和元年度築上町一般会計歳入歳出決算の認定について

て、反対の立場で討論いたします。

まず、私は本認定に係る平成31年度一般会計予算について一度予算を取り下げ、政策的予算を除き暫定予算のみの提案を求め反対をいたしました。これが1点目。

2点目に、2款1項19目の新庁舎建設事業は、当初より認めることができません。また、新庁舎基本設計が要求水準上満たしていないことについても、納得できていません。

最後に、16款2項1目3節個性ある地域づくり推進事業について、この事業については、自治体が組織として契約書を交わしていないのに、事業を実施していたことが自治体としてあり得ない行為でございます。

以上、3点を不認定の理由とさせていただきます。

○議長（**武道 修司君**） 次に、賛成意見のある方。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） ほかに討論はありませんか。反対意見の方。ないですね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） これで討論を終わります。

これより、認定第1号について採決を行います。

この決算に対する委員長の報告は認定です。この決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立をお願いいたします。

〔賛成者起立〕

○議長（**武道 修司君**） お疲れさまでした。起立多数です。よって、認定第1号は委員長報告のとおり認定することに決定をいたしました。

日程第5. 認定第2号

○議長（**武道 修司君**） 日程第5、認定第2号令和元年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

この決算について委員長の報告を求めます。田村厚生文教常任委員長。田村委員長。

○厚生文教常任委員長（**田村 兼光君**） 認定第2号令和元年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について、本決算について慎重に審査した結果、認定すべきものと決定しました。

○議長（**武道 修司君**） お疲れさまでした。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 次に、賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） これで討論なしと認めます。

これより、認定第2号について採決を行います。

この決算に対し、反対意見はありません。この決算に対する委員長の報告は認定です。この決算は委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 異議なしと認めます。よって、認定第2号は委員長報告のとおり認定することに決定をいたしました。

日程第6. 認定第3号

○議長（武道 修司君） 日程第6、認定第3号令和元年度築上町奨学金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

この決算について委員長の報告を求めます。田村厚生文教常任委員長。田村委員長。

○厚生文教常任委員長（田村 兼光君） 認定第3号令和元年度築上町奨学金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について、本決算について慎重に審査した結果、認定すべきものと決定しました。

○議長（武道 修司君） お疲れさまでした。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 次に、賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） これで討論なしと認めます。

これより、認定第3号について採決を行います。

この決算に対し、反対意見はありません。この決算に対する委員長の報告は認定です。この決算は委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 異議なしと認めます。よって、認定第3号は委員長報告のとおり認定することに決定をいたしました。

日程第7. 認定第4号

○議長（武道 修司君） 日程第7、認定第4号令和元年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

この決算について委員長の報告を求めます。塩田総務産業建設常任委員長。塩田委員長。

○総務産業建設常任委員長（塩田 文男君） 認定第4号令和元年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計歳入歳出決算の認定について、本決算について慎重に審査した結果、認定すべきものと決定いたしました。

○議長（武道 修司君） お疲れさまでした。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 次に、賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） これで討論なしと認めます。

これより、認定第4号について採決を行います。

この決算に対し、反対意見はありません。この決算に対する委員長の報告は認定です。この決算は委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 異議なしと認めます。よって、認定第4号は委員長報告のとおり認定することに決定をいたしました。

日程第8. 認定第5号

日程第9. 認定第6号

日程第10. 認定第7号

日程第11. 認定第8号

日程第12. 認定第9号

○議長（武道 修司君） お諮りします。日程第8、認定第5号令和元年度築上町霊園事業特別会

計歳入歳出決算の認定についてから、日程第12、認定第9号令和元年度築上町下水道事業会計歳入歳出決算の認定については、厚生文教常任委員会への付託事案であり、一括して委員長の報告を求めたいが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 異議なしと認めます。よって、認定第5号から認定第9号までは、一括して委員長の報告を行うことに決定をいたしました。

それでは、認定第5号から認定第9号まで、委員長の報告を求めます。田村厚生文教常任委員長。田村委員長。

○厚生文教常任委員長（**田村 兼光君**） **認定第5号**令和元年度築上町霊園事業特別会計歳入歳出決算の認定について、本決算について慎重に審査した結果、認定すべきものと決定しました。

認定第6号令和元年度築上町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、本決算について慎重に審査した結果、保険税について反対意見がありましたが、採決の結果、賛成多数で認定すべきものと決定しました。

認定第7号令和元年度築上町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、本決算について慎重に審査した結果、認定すべきものと決定しました。

認定第8号令和元年度築上町水道事業会計歳入歳出決算の認定について、本決算について慎重に審査した結果、認定すべきものと決定しました。

認定第9号令和元年度築上町下水道事業会計歳入歳出決算の認定について、本決算について慎重に審査した結果、認定すべきものと決定しました。

○議長（**武道 修司君**） どうもお疲れさまでした。

委員長の報告が終わりました。

日程第8、認定第5号令和元年度築上町霊園事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 次に、賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） これで討論なしと認めます。

これより、認定第5号について採決を行います。

この決算に対し、反対意見はありません。この決算に対する委員長報告は認定です。この決算は、委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 異議なしと認めます。よって、認定第5号は委員長報告のとおり認定することに決定をいたしました。

日程第9、認定第6号令和元年度築上町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。池亀議員。

○議員（**13番 池亀 豊君**） 家計が苦しくて国保料が払えずに正規保険証が取り上げられ、医療にかかれなくなった手後れ死が全国で相次いでいます。

福岡県民主医療機関連合会の経済的理由による手遅れ死亡事例調査では、昨年県内で7人の死亡が確認されたとの報告がありました。7事例は、民医連加盟病院で判明した数に過ぎず、もっとたくさんの困っている方がいらっしゃいます。高過ぎる保険料が国民を苦しめています。

京築地域で一番高い国民健康保険税による令和元年度築上町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について反対いたします。

○議長（**武道 修司君**） 次に、賛成意見のある方。ありません。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） ほかに討論はありませんか。ありませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） これで討論を終わります。

これより、認定第6号について採決を行います。

この決算に対する委員長報告は認定です。この決算は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立をお願いいたします。

〔賛成者起立〕

○議長（**武道 修司君**） はい、どうもありがとうございました。起立多数です。よって、認定第6号は委員長報告のとおり認定することに決定をいたしました。

日程第10、認定第7号令和元年度築上町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 次に、賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） これで討論なしと認めます。

これより、認定第7号について採決を行います。

この決算に対し、反対意見はありません。この決算に対する委員長の報告は認定です。この決算は、委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 異議なしと認めます。よって、認定第7号については委員長報告のとおり認定することに決定をいたしました。

日程第11、認定第8号令和元年度築上町水道事業会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 次に、賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） これで討論なしと認めます。

これより、認定第8号について採決を行います。

この決算に対し、反対意見はありません。この決算に対する委員長の報告は認定です。この決算は、委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 異議なしと認めます。よって、認定第8号については委員長報告のとおり認定することに決定をいたしました。

日程第12、認定第9号令和元年度築上町下水道事業会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 次に、賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） これで討論なしと認めます。

これより、認定第9号について採決を行います。

この決算に対し、反対意見はありません。この決算に対する委員長の報告は認定です。この決算は、委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 異議なしと認めます。よって、認定第9号については委員長報告のとおり認定することに決定をいたしました。

日程第13. 議案第66号

○議長（**武道 修司君**） 日程第13、議案第66号築上町課等設置条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案に対し委員長の報告を求めます。塩田総務産業建設常任委員長。塩田委員長。

○総務産業建設常任委員長（**塩田 文男君**） 議案第66号築上町課等設置条例等の一部を改正する条例の制定について、本条例は、築上町役場新庁舎の供用開始に当たり課の統廃合など、行政組織を変更するための条例を一部改正するものであり、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

○議長（**武道 修司君**） お疲れさまでした。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。反対意見のある方。池亀議員。

○議員（**13番 池亀 豊君**） 築上町の環境課は、平成18年に、築城・椎田共立衛生施設組合の統合時に住民課の環境衛生係から新しく環境課としたとお聞きしましたが、気候危機が言われている今、なぜ環境保全及び環境衛生に関すること、公害対策に関することを住民生活課に統合するのか理解できません。

今、地球的規模で様々な災厄をもたらしている気候変動、世界各地でかつてない豪雨や記録的

熱波などの異常気象が起きています。北極圏を含むロシアのシベリアで38度の熱波、大規模な森林火災が起き、永久凍土を溶かし、米西部3州では過去最悪大規模な森林火災が続き、カリフォルニア州、オレゴン州、ワシントン州で、今月14日までに35人が死亡、22人が行方不明となっています。

また、地球温暖化の進行は動物の分布を変え、ウイルスが野生動物から人間に移行する機会を大幅に増やしています。

日本政府は、近年地球温暖化の影響と見られる災害が世界各地で相次いでいる状況を踏まえ、もはや単なる気候変動ではなく、人類や全ての生き物の生存基盤を揺るがす気候危機だと強調。観測史上最大となる暴風や大雨が各地で発生、こうした豪雨災害の激甚化を踏まえ、住民に避難の緊急度を分かりやすく伝達し、早めの行動を促す必要があると強調しています。

築上町では、発がん性指摘の有機フッ素化合物が川尻橋で検出されました。環境課のこの環境に関する位置が重く、大きくなった今こそ、環境課として大きな力を発揮していくときではないかと考えます。

以上、築上町課等設置条例等の一部を改正する条例の制定について、反対の討論といたします。

○議長（武道 修司君） 次に、賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） ほかに討論はありませんか。宗議員。

○議員（7番 宗 晶子君） 池亀議員の理由に加えまして、この課等設置条例の理由をお聞きしたところ、大きな理由は新庁舎供用と職員の削減でございました。

新庁舎は既存の職員数から床面積を算出して掛けたのではなかったのかと思います。また、業務量は減らないのに、課を減らすこと、安易な職員削減目的の機構改革は、住民サービスの低下につながります。

以上の理由で、議案第66号に反対いたします。

○議長（武道 修司君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） これで討論を終わります。ある、すみません。塩田議員。

○議員（11番 塩田 文男君） 賛成討論としたいと思います。

築上町課等設置条例の一部を改正するという内容です。課を統廃合するということです。

様々な課題が世界的にいろんなところであると思いますが、課の業務を廃止するという、課の統廃合という形になりますので、我々委員会としても、可決すべきものとして決定した次第です。

以上です。

○議長（武道 修司君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） これで討論を終わります。

これより、議案第66号について採決を行います。

この議案に対する委員長の報告は可決です。この議案は、委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立をお願いいたします。

〔賛成者起立〕

○議長（武道 修司君） ありがとうございます。起立多数です。

よって、議案第66号については、委員長報告のとおり可決することに決定をいたしました。

日程第14. 議案第67号

○議長（武道 修司君） 日程第14、議案第67号築上町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案に対する委員長の報告を求めます。田村厚生文教常任委員長。田村委員長。

○厚生文教常任委員長（田村 兼光君） 議案第67号築上町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本条例は、築上町高齢者保健福祉計画作成検討協議会の報酬金額を変更するため、条例を一部改正するものであり、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○議長（武道 修司君） お疲れさまでした。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 次に、賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） これで討論なしと認めます。

これより、議案第67号について採決を行います。

この本案に対し、反対意見はありません。この本案に対する委員長の報告は可決です。この議案第67号は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 異議なしと認めます。よって、議案第67号については委員長報告のとおり可決することに決定をいたしました。

日程第15. 議案第68号

○議長（武道 修司君） 日程第15、議案第68号築上町集落センター条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について委員長の報告を求めます。塩田総務産業建設常任委員長。塩田委員長。

○総務産業建設常任委員長（塩田 文男君） 議案第68号築上町集落センター条例の一部を改正する条例の制定について、本条例は、令和元年度に築上町寒田生活改善センターの解体を行ったため条例の一部改正するものであり、原案のとおり可決するべきものと決定いたしました。

○議長（武道 修司君） お疲れさまでした。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 次に、賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） これで討論なしと認めます。

これより、議案第68号について採決を行います。

この本案に対し、反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第68号は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 異議なしと認めます。よって、議案第68号については委員長報告のとおり可決することに決定をいたしました。

日程第16. 意見書案第1号

日程第17. 意見書案第2号

○議長（武道 修司君） ここで追加議案です。

お諮りします。日程第16、意見書案第1号新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書（案）及び日程第17、意見書案第2号地方財政の充実・強化を求める意見書（案）についてを、会議規則第39条第2項の規定により、委員会付託を省略し本日即決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 異議なしと認めます。よって、意見書案第1号及び意見書案第2号は委員会付託を省略し本日即決することに決定をいたしました。

日程第16、意見書案第1号新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書（案）についてを議題といたします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。西田議会事務局長。

○事務局長（**西田 哲幸君**） **意見書案第1号**新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書（案）について。

上記の意見書（案）を別紙のとおり、築上町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出する。令和2年9月17日。提出者築上町議会議員塩田文男。賛成者、築上町議会議員田村兼光。築上町議会議長武道修司様。

○議長（**武道 修司君**） 塩田議員。

○議員（**11番 塩田 文男君**） 意見書案第1号の提案理由を説明します。

新型コロナウイルス感染症の拡大は、甚大な経済的、社会的影響をもたらしている。地方においても、地方税、地方交付税等の一般財源の激減が懸念される中、また令和3年度の町予算編成においても、かつてない厳しい状況になることが想定される。

よって、国においては、令和3年度地方財政対策及び地方税制改正を行う等、地方自治体に対して十分な財源確保を行うよう、強く要望するものであります。

以上です。

○議長（**武道 修司君**） これより質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 次に、賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） これで討論なしと認めます。

これより、意見書案第1号について採決を行います。

本案に対し反対意見はありません。意見書案第1号は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 異議なしと認めます。よって、意見書案第1号は原案のとおり可決されました。

日程第17、**意見書案第2号**地方財政の充実・強化を求める意見書（案）についてを議題といたします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。西田議会事務局長。

○事務局長（西田 哲幸君） 意見書案第2号地方財政の充実・強化を求める意見書（案）について。

上記の意見書（案）を別紙のとおり、築上町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出する。令和2年9月17日。提出者築上町議会議員塩田文男。賛成者、築上町議会議員田村兼光。築上町議会議長武道修司様。

○議長（武道 修司君） 塩田議員。

○議員（11番 塩田 文男君） 意見書案第2号地方財政の充実・強化を求める意見書（案）について。

地方自治体は医療・介護など社会保障への対応、子育て支援策の充実、地域交通の維持、確保、より多くのまたより複雑化した行政需要への対応が求められている。

しかし、現実に公的サービスを担う人材不足が深刻化しており、新型コロナウイルス感染症の対策等緊急な対応を必要とされているが、多くの課題に直面しており、苦慮している状況でもあります。

地方財政計画についても、政府は骨太方針2018で、2021年までに2018年度の地方財政計画の水準を下回らないよう確保するとされていますが、今後については、新型コロナウイルス感染症対策等で、かつてない厳しい状況になることが予想されます。

よって、国において令和3年度地方財政対策の検討に当たっては、歳入歳出を的確に見積りを行い、地方財政の確立を目指すよう、政府に強く要望するものであります。

以上です。

○議長（武道 修司君） 説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 次に、賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） これで討論なしと認めます。

これより、意見書案第2号について採決を行います。

本案に対し反対意見はありません。意見書案第2号は原案のとおり決定することに御異議あり

ませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 異議なしと認めます。よって、意見書案第2号は原案のとおり可決されました。

日程第18. 常任委員会の閉会中の継続調査について

○議長（武道 修司君） 日程第18、常任委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

それぞれの常任委員会委員長から、閉会中の継続調査の申出がありましたので、これを許可したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 異議なしと認めます。よって、それぞれの常任委員会委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

○議長（武道 修司君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。これで会議を閉じます。

町長から挨拶の申出がありましたので、これを許します。新川町長。

○町長（新川 久三君） 議員の皆様、9月3日から15日間、全議案を慎重審議していただきまして、全て決算においては認定、それから議案においては採択、可決いただきまして大変ありがとうございます。

本当に、夏の暑さがうそのようにしのぎやすいこの時期になりましたけど、また向寒の季節を向かいます。議員の皆さんにおきましては、自愛をしていただきながら、活動していただきたいとお願い申し上げます。

また、国のほうも安倍内閣から菅内閣ということで、一応長期、長い安倍内閣の政権替わりまして、官房長官が総理大臣に就任したと。なお、あとの大臣、非常に頼もしいわけでございますけれども、本選挙区から武田代議士が総務大臣に抜てきされたと、それからまた8区から麻生太郎氏が引き続き財務大臣ということで、重要ポストを福岡県が握つような形でございます。

いろんな要望が非常にしやすくなったという形でございます。特に総務省については、基地交付金の関係が管轄しておりますので、基地交付金の問題等々を、基本的に非常に国の財政厳しいわけでございますけれども、増額運動しながら総務省のほうに参ろうということで、明けて24日の日に一応福岡県の基地の所在する代表を今、私が務めておりますんで、要望に、総務省のほうに行くようにしとるわけでございますけれども、武田総務大臣に会えるがいいがなと思っております。

そういうことで、いろんな形がまだまだございますし、最終的にコロナ、新型コロナウイルス感染症ということで、築上町は3名の感染者が出ましたけれど、これ以上出ないということで、住民の皆さんには感染予防の呼びかけをぜひやってまいろうと、このように考えとる次第でございまして、議員の皆さんにもよろしく願いしておきたいと思っておるところでございます。

本当に今回の本会定例会ありがとうございました。あと、12月の定例会につきましては、できるだけ早めに招集をいたしたいと、このように考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

どうもありがとうございました。

○議長（武道 修司君） これで、令和2年第3回築上町議会定例会を閉会します。お疲れさまでした。

午前10時43分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年 月 日

議 長

署名議員

署名議員